

人事院がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

〔 令 和 7 年 9 月 1 日
人 事 院 〕

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和7年2月18日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）に基づき、人事院が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

I. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、人事院事務総局及び国家公務員倫理審査会事務局が行うすべての事務及び事業を対象とする。

II. 対象期間等

本計画は、2040年度までの期間を対象とする。

III. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013年度を基準として、人事院の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減、2035年度までに65%削減、2040年度までに79%削減することを目標とする。

この目標は、人事院の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

IV. 個別対策に関する目標

1. 太陽光発電の導入

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置し、2040年度には100%設置することを目指す。

2. 新築建築物のZEB化

人事院が庁舎等の建築物を新築する場合には、当該建築物は原則ZEB Oriented相当以上とする。

また、2030年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、

更に高い省エネルギー性能を目指す。

3. 電動車の導入

人事院の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車（E V）、燃料電池自動車（F C V）、プラグインハイブリッド自動車（P H E V）、ハイブリッド自動車（H V）をいう。以下同じ。）がない場合等を除き、新規導入・更新については、全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、計画の対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。

4. LED照明の導入

既存設備を含めた人事院のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

5. 再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

2030年度までに人事院で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。また、2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

V. 措置の内容

1. 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

(1) 太陽光発電の最大限の導入

ア 太陽光発電の整備方針及び目標

2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置し、2040年度には100%設置することを目指す。（再掲）

イ 人事院が保有する庁舎等の建築物及び土地における整備

人事院が保有する庁舎等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

ウ 整備計画の策定

今後の庁舎等の改修等の予定を踏まえ、原則としてイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

- ① 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。
- ② 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、人事院の保有する建築物に地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等

を可能な限り幅広く導入する。

(3) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、人事院が保有する建築物等への導入について検討を進める。

また、具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討する。

2. 建築物内の改修、管理等に当たっての取組

(1) 建築物内における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物内を改修する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。
- ② 建築物内を改修する際には、断熱性能向上のため、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓の導入など、断熱性能の向上に努める。
また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。
- ③ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を図るため、以下の取組を行う。
 - i) 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。
 - ii) 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏洩を防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。
- ④ 庁舎内における適切な室温管理を図るため、以下の取組を行う。
 - i) 人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）及び事務所衛生基準規則（昭和47年労働省令第43号）において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意しつつ、気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、庁舎内における適切な室温管理を図る。
 - ii) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。
 - iii) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。
 - iv) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。
- ⑤ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑥ 省エネルギー診断の実施に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の基本方針及び以下の方針に基づき進める。
 - i) 公務員研修所の省エネルギー診断を実施し、診断結果に基づき、エネルギー消

費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。

ii) 省エネルギー診断を実施した結果は、人事院のホームページで公表する等の方
法により、情報公開を図る。

- ⑦ エネルギー管理の徹底を図るため、公務員研修所にビルのエネルギー管理シス
テム（BEMS）の導入を検討する。導入の検討に当たっては、経済合理性に配慮
し、判断する。
- ⑧ 人事院は、各庁舎の単位面積当たりの電気使用量及びエネルギー供給設備等で使
用する燃料の量並びにそれに伴う温室効果ガスの排出量を、2013年度比で、2
030年度までに一定比率低減させる目標を立てるとともに、その達成に努める。
- ⑨ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコーチェネレ
ーションを積極的に導入する。

（2）建築物内の改修等に当たっての環境配慮の実施

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用すると
ともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等
の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利
用に努める。
- ② 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。
 - i) 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進するとともに、指定副産物の新規用
途の開発に努める。
 - ii) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- ③ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取
組を行う。
 - i) 建設物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨
水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
 - ii) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の
導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
 - iii) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、
また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- ④ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木
材利用促進本部決定）に基づき、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該
当する公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとし、また、高
層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、
内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推
進するものとする。
また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に基づき、
合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むもの
とする。
- ⑤ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、HFCを使用しな
い建設資材の利用を促進する。

- ⑥ 建築物の建築等に当たってはエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。
- ⑦ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水に努めるため、以下の取組を行う。
- i) 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
 - ii) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ⑧ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ⑨ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑩ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑪ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- ⑫ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。
- ⑬ 業務用エアコンの冷媒に用いられているHFCについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にHFCを適切に回収する。

(3)新しい技術の率先的導入など2050年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

(1)電動車の導入

- ① 人事院の公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については、全て電動車とし、ストックでも2030年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、計画の対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。（再掲）
- ② 公用車の買換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。
- ③ 公用車の効率的利用等を図るため、次の取組を行う。
 - i) 公用車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行う。
 - ii) アイドリング・ストップ装置の活用などにより、待機時のエンジン停止の励

行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

- iii) 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載器を積極的に活用する。
- iv) タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備を実施する。

(2) LED照明の導入等

- ① 庁舎等の改修時には、LED照明を標準設置とともに、既存の庁舎等においても、計画的にLED照明への切替えを行い、人事院のLED照明のストックでの導入割合を、2030年度までに100%とする。（再掲）
- ② LED照明の導入に当たっては、原則として、調光システムを合わせて導入し、適切な照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯することでエネルギー使用量の抑制を図る。
- ③ 照明の使用に当たっては、点灯時間の縮減や適切な照度調整により節電を徹底する。特に、昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯を徹底し、夜間も業務上等必要最小限の範囲で点灯する。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

- ① 2030年度までに人事院で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。（再掲）
- ② 再生可能エネルギー電力の調達に当たっては、必要に応じて複数施設の電力契約を共同で実施する共同調達をはじめとした調達手法の工夫についても検討し、また、再生可能エネルギー電力の需給バランスなど、電力市場の動向も考慮する。
- ③ 温室効果ガスの更なる削減を目指し、60%を超える電力についても、排出係数の可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。
- ④ 電力調達に際しては、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者の選択を図る。
- ⑤ 2030年度以降について、再生可能エネルギー電力を60%以上調達した上で、2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

- ① パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。
- ② 機器の省エネルギー mode 設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

(5) GX製品の率先調達

G X製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、事務及び事業における率先調達に取り組む。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

- ① Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。

特に霞ヶ関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

- ③ タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。
- ④ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

- ① 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ③ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。
- ④ プラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

- ① 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。
- ② 人事院の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ③ 不要となった用紙類（ミスコピー、使用済文書、使用済み封筒等）については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は秘密文書等の廃棄の場合のみに制限する。

- ④ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握・管理し使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。
- ⑤ FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

オ 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

カ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。

ク フロン類の排出の抑制

- ① HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づいて、機器の簡易点検（管理者による3月に1回以上の点検）及び定期点検（一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による1年又は3年に1回以上の点検）を行い、点検記録簿を整備する。なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行う。
- ② 冷媒の漏えい対策のため、IoT技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を検討する。
- ③ 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組む。
- ④ 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底する。

ケ 電気機械器具からの六ふつ化硫黄（SF6）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

コ CO2吸収型コンクリートの活用

CO₂吸収型コンクリートについて、人事院として調達に努める。

4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の3R+Renewable

- ① 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、人事院として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- ② 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ③ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ④ 食ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- ⑤ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、グリーン購入法の基本方針に基づき、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

(2) 人事院主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 人事院が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- ② 人事院が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

(3) 事務・事業における Scope 3 排出量への配慮

事務及び事業において、Scope 3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。
- ② 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ③ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ① 全職員に対し、庁内電子掲示板や新人研修等において、本実施計画の周知を図り本計画の具体的行動について取組の徹底を目指す。
 - ② 職員の環境保全関係行事への参加を奨励する。
- (3) 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励
- 職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

VI. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検の管理総括は、総括審議官が行うものとし、対策の徹底を図るため、本計画の推進・評価・点検は、各局の筆頭課長等で構成される人事院環境問題対策推進委員会において実施するものとする。なお、推進委員会の庶務は、会計課において行う。
- ② 会計課において、必要応じ、電力・ガスの使用量を基に CO₂ 排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ③ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、各局等に対策の改善を提案する。
- ④ 本計画の点検結果については、人事院環境問題対策推進委員会において、毎年度結果を取りまとめた上で、ホームページ掲載等適切な方法を通じ公表する。

VII. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

【総括表 人事院全体】

人事院温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	2013 年度比
公用車燃料	kg-CO2	24,193	16,988	12,097	-50.0%
施設の電気使用	kg-CO2	1,031,546	590,508	443,101	-57.0%
(電気使用量)	kWh	2,332,637	1,787,209	1,953,799	-16.2%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.442	0.330	0.227	-0.208
施設の燃料使用	kg-CO2	492,772	412,190	246,389	-50.0%
その他	kg-CO2	0	206	246,389	-50.0%
合計	kg-CO2	1,548,511	1,019,892	701,587	-54.7%

※電気使用に由来する温室効果ガスの算定にあたっては、調整後排出係数を使用。

人事院温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	50
公用車に占める電動車の割合	%	92.3 (2023 年度)	100
L E D 照明の導入割合	%	57.3 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0 (2023 年度)	60

※2030 年度以降については、取組の進捗状況や排出削減技術の利用可能性等の状況を踏まえ、適切な時期に目標を設定することとする。

【本院】

人事院本院温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO ₂	19,052	13,740	9,526	-50.0%
施設の電気使用 (電気使用量)	kg-CO ₂ kWh	609,655 1,413,643	302,809 1,016,411	288,255 1,153,021	-52.7% -18.4%
(排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.431	0.298	0.250	-0.220
施設の燃料使用	kg-CO ₂	254,230	185,472	127,115	-50.0%
その他	kg-CO ₂	0	0	0	-00.0%
合計	kg-CO ₂	882,937	502,021	424,896	-51.9%

人事院本院温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合 (件数ベース)	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	100 (2023 年度)	100
L E D 照明の導入割合	%	62.5 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	33.2 (2023 年度)	60

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 冷暖房等の空調の省エネ運転 (停止を含む)
- ⑤ 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ⑥ 廊下等の可能な限りの消灯
- ⑦ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ⑧ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

【地方支分部局等】

人事院北海道事務局温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO ₂	0	0	0	-00.0%
施設の電気使用 (電気使用量)	kg-CO ₂ /kWh	24,847 36,539	14,287 38,468	10,005 40,020	-59.7% +9.5%
(排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.680	0.438	0.250	0.406
施設の燃料使用	kg-CO ₂	10,167	17,936	5,084	-50.0%
その他	kg-CO ₂	0	0	0	-00.0%
合計	kg-CO ₂	35,014	32,223	15,089	-56.9%

人事院北海道事務局温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D 照明の導入割合	%	100 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	—	—

○主な削減対策と削減効果

- ① 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ② 廊下等の可能な限りの消灯
- ③ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ④ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

○推進体制

- ① 委員会の指示に基づき対策の徹底を図る。
- ② 必要に応じ、電力・ガスの使用量を本院会計課に報告する。
- ③ 会計課において、CO₂排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ④ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、対策の改善を提案する。

【地方支分部局等】

人事院東北事務局温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	-00.0%
施設の電気使用 (電気使用量)	kg-CO2/kWh	32,617	6,430	0	-00.0%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	58,245	44,191	50,603	-13.1%
施設の燃料使用	kg-CO2	0.560	0.291	0.00	-0.00
その他	kg-CO2	12,829	11,381	6,415	-50.0%
合計	kg-CO2	45,446	17,811	6,415	-85.9%

人事院東北事務局温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D 照明の導入割合	%	100 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	—	—

○主な削減対策と削減効果

- ① 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ② 廊下等の可能な限りの消灯
- ③ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ④ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

○推進体制

- ① 委員会の指示に基づき対策の徹底を図る。
- ② 必要に応じ、電力・ガスの使用量を本院会計課に報告する。
- ③ 会計課において、CO₂排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ④ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、対策の改善を提案する。

【地方支分部局等】

人事院関東事務局温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	-00.0%
施設の電気使用 (電気使用量)	kg-CO2/kWh	29,874	24,279	0	-00.0%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	67,132	47,385	59,214	-11.8%
施設の燃料使用	kg-CO2	0.445	0.438	0.000	0.000
その他	kg-CO2	31,087	33,480	15,544	-50.0%
合計	kg-CO2	60,961	57,759	15,544	-74.5%

人事院関東事務局温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D 照明の導入割合	%	100 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	—	—

○主な削減対策と削減効果

- ① 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ② 廊下等の可能な限りの消灯
- ③ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ④ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

○推進体制

- ① 委員会の指示に基づき対策の徹底を図る。
- ② 必要に応じ、電力・ガスの使用量を本院会計課に報告する。
- ③ 会計課において、CO₂排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ④ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、対策の改善を提案する。

【地方支分部局等】

人事院中部事務局温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO ₂	0	0	0	-00.0%
施設の電気使用 (電気使用量)	kg-CO ₂ /kWh	14,556	4,958	0	-00.0%
(排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	39,025	23,687	32,553	-16.6%
施設の燃料使用	kg-CO ₂	8,550	6,233	4,275	-50.0%
その他	kg-CO ₂	0	0	0	-50.0%
合計	kg-CO ₂	23,106	11,191	4,275	-81.5%

人事院中部事務局温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D 照明の導入割合	%	100 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	—	—

○主な削減対策と削減効果

- ① 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ② 廊下等の可能な限りの消灯
- ③ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ④ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

○推進体制

- ① 委員会の指示に基づき対策の徹底を図る。
- ② 必要に応じ、電力・ガスの使用量を本院会計課に報告する。
- ③ 会計課において、CO₂排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ④ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、対策の改善を提案する。

【地方支分部局等】

人事院近畿事務局温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO ₂	0	0	0	-00.0%
施設の電気使用	kg-CO ₂	75,618	37,554	37,246	-50.7%
(電気使用量)	kWh	159,196	129,051	148,982	-6.4%
(排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.475	0.291	0.250	-0.168
施設の燃料使用	kg-CO ₂	8,295	10,999	4,148	-50.0%
その他	kg-CO ₂	0	0	0	-00.0%
合計	kg-CO ₂	83,913	48,553	41,394	-50.7%

人事院近畿事務局温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D 照明の導入割合	%	0 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	—	—

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ③ 廊下等の可能な限りの消灯
- ④ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ⑤ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

○推進体制

- ① 委員会の指示に基づき対策の徹底を図る。
- ② 必要に応じ、電力・ガスの使用量を本院会計課に報告する。
- ③ 会計課において、CO₂排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ④ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、対策の改善を提案する。

【地方支分部局等】

人事院中国事務局温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO ₂	0	0	0	-00.0%
施設の電気使用 (電気使用量)	kg-CO ₂ /kWh	12,186	15,813	8,253	-32.3%
(排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	37,611	29,965	33,012	-12.2%
施設の燃料使用	kg-CO ₂	0.324	0.552	0.250	-0.372
その他	kg-CO ₂	4,984	4,647	2,492	-50.0%
合計	kg-CO ₂	0	0	0	-00.0%
		17,170	20,460	10,745	-37.4%

人事院中国事務局温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D 照明の導入割合	%	100 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	—	—

○主な削減対策と削減効果

- ① 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ② 廊下等の可能な限りの消灯
- ③ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ④ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

○推進体制

- ① 委員会の指示に基づき対策の徹底を図る。
- ② 必要に応じ、電力・ガスの使用量を本院会計課に報告する。
- ③ 会計課において、CO₂排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ④ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、対策の改善を提案する。

【地方支分部局等】

人事院四国事務局温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO ₂	0	0	0	-00.0%
施設の電気使用 (電気使用量)	kg-CO ₂ /kWh	14,227	3,388	1,489	-89.5%
(排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	21,687	7,580	5,954	-72.5%
施設の燃料使用	kg-CO ₂	0.656	0.447	0.250	-0.253
その他	kg-CO ₂	10,895	2,779	5,448	-50.0%
合計	kg-CO ₂	0	0	0	-00.0%
		25,122	6,167	6,937	-72.4%

人事院四国事務局温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D 照明の導入割合	%	100 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	—	—

○主な削減対策と削減効果

- ① 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ② 廊下等の可能な限りの消灯
- ③ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ④ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

○推進体制

- ① 委員会の指示に基づき対策の徹底を図る。
- ② 必要に応じ、電力・ガスの使用量を本院会計課に報告する。
- ③ 会計課において、CO₂排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ④ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、対策の改善を提案する。

【地方支分部局等】

人事院九州事務局温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	-00.0%
施設の電気使用 (電気使用量)	kg-CO2/kWh	19,462	16,228	0	-00.0%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	32,491	37,223	39,028	+20.1%
施設の燃料使用	kg-CO2	3,356	5,640	1,678	-50.0%
その他	kg-CO2	0	0	0	-00.0%
合計	kg-CO2	22,818	21,868	1,678	-92.6%

人事院九州事務局温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D 照明の導入割合	%	100 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	—	—

○主な削減対策と削減効果

- ① 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ② 廊下等の可能な限りの消灯
- ③ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ④ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

○推進体制

- ① 委員会の指示に基づき対策の徹底を図る。
- ② 必要に応じ、電力・ガスの使用量を本院会計課に報告する。
- ③ 会計課において、CO₂排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ④ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、対策の改善を提案する。

【地方支分部局等】

人事院沖縄事務所温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	-00.0%
施設の電気使用 (電気使用量)	kg-CO2 kWh	21,472 31,029	23,055 26,961	7,466 29,863	-54.8% -16.2%
(排出係数)	kg-CO2/kWh	0.692	0.769	0.250	-0.519
施設の燃料使用	kg-CO2	7	0	4	-57.1
その他	kg-CO2	0	0	0	-00.0%
合計	kg-CO2	21,479	23,055	7,470	-65.2%

人事院沖縄事務所温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	—
公用車に占める電動車の割合	%	—	—
L E D 照明の導入割合	%	—	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	—	—

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ③ 廊下等の可能な限りの消灯
- ④ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ⑤ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

○推進体制

- ① 委員会の指示に基づき対策の徹底を図る。
- ② 必要に応じ、電力・ガスの使用量を本院会計課に報告する。
- ③ 会計課において、CO₂排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ④ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、対策の改善を提案する。

【地方支分部局等】

人事院公務員研修所温室効果ガス削減計画

	単位	2013 年度	2023 年度	2030 年度目標	
				2013 年度比	
公用車燃料	kg-CO ₂	5,141	3,618	2,571	-50.0%
施設の電気使用 (電気使用量)	kg-CO ₂ /kWh	177,032 436,039	164,681 375,984	90,387 361,549	-48.9% -17.1%
(排出係数)	kg-CO ₂ /kWh	0.406	0.438	0.250	-0.213
施設の燃料使用	kg-CO ₂	148,372	133,069	74,186	-50.0%
その他	kg-CO ₂	0	206	0	-00.0%
合計	kg-CO ₂	330,544	301,574	167,144	-49.4%

人事院公務員研修所温室効果ガス削減対策及び目標

	単位	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合（件数ベース）	%	—	50
公用車に占める電動車の割合	%	50 (2023 年度)	100
L E D 照明の導入割合	%	53.0 (2023 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0 (2023 年度)	60

○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 電動車の導入
- ⑤ 冷暖房等の空調の省エネ運転（停止を含む）
- ⑥ 昼休みは業務上又は健康・安全管理上に支障がある場合を除き消灯、使用していない部屋等の消灯の徹底
- ⑦ 廊下等の可能な限りの消灯
- ⑧ 使用していないコピー機等のこまめな運転停止等の実施
- ⑨ 使用していない電気器具のコンセントを抜く等の節電対策の実施

○推進体制

- ① 委員会の指示に基づき対策の徹底を図る。
- ② 必要に応じ、電力・ガスの使用量を本院会計課に報告する。
- ③ 会計課において、CO₂排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。
- ④ 会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、対策の改善を提案する。